

# 第1回 栃木市市民憲章審議会 次第

日 時：令和元年6月3日

(月)

午後7時から

会 場：市役所301会議

室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 会長及び職務代理者の選出について
- 5 議 事
  - (1) 市民憲章の制定について
  - (2) 制定までのスケジュールについて
  - (3) キーワード等の募集について
- 6 その他
- 7 閉 会

## 市民憲章の制定について

### 1 制定の目的

市民のまちづくりへの参加意欲を喚起し、市民主体の住みよいまちづくりを推進するため、まちづくりをする上での市民の心構えや、行動指針として制定する。

### 2 制定時期

令和2年度開催予定の市制施行10周年記念式典にあわせて制定する。

### 3 議会の議決について

地方自治法で定められた議会の議決事項ではないが、市の重要事項であるため、議会の議決を得ることとする。

### 4 旧市町の制定状況について

2ページ

合併前の全ての旧市町において制定されている。

### 5 県内他市の制定状況について

3ページ

県内では25市町中22市町が制定しており、平成の大合併で新設合併された8市町のうち5市町が合併後に制定している。

## 旧市町の憲章

憲章文	
旧 栃 木 市	<p><b>市民憲章（昭和48年4月1日制定）</b></p> <p>わたくしたちは、栃木県名発祥の地である栃木市の市民として、文化的伝統に輝くわがふるさとに誇りをもち、つねに教養を高め、広い視野に立ち、よりよい栃木市をつくるため、みんなで力をあわせて次のことを実践しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会の規律を守り、人にめいわくをかけない市民</li> <li>1 歴史を重んじ、自然をたいせつにする市民</li> <li>1 子どもを健全に育て、としよりをうやまう市民</li> <li>1 たがいに助けあい、人にしんせつな市民</li> <li>1 健康で働き、明るい家庭をつくる市民</li> </ul>
旧 大 平 町	<p><b>町民憲章（昭和51年11月2日制定）</b></p> <p>めぐまれた自然と、ながい歴史と、伝統のなかにはぐくまれた、素朴で人間味あふれた豊かなまち、わたくしたちはこんな大平町を心から愛し、よりすばらしい明日の“住みよい健康の町大平”まちづくりのため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. わたくしたちみんなで、みどりあふれる大平町をつくりましょう。</li> <li>1. わたくしたちみんなで、古きよきものを大切にする大平町をつくりましょう。</li> <li>1. わたくしたちみんなで、健康で明るい人を育てる大平町をつくりましょう。</li> <li>1. わたくしたちみんなで、安心してらせる大平町をつくりましょう。</li> <li>1. わたくしたちみんなで、働くことの意義を大切にする大平町をつくりましょう。</li> </ul>
旧 藤 岡 町	<p><b>町民憲章（昭和59年11月6日制定）</b></p> <p>わたくしたちは、万葉の文化をしのぶ三叢山と水と緑と太陽の輝く平野と、多くの遺跡にめぐまれた藤岡町の町民です。このふるさとを愛し、平和でやすらぎのあるまちをつくるため、町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然を愛し、緑あふれる美しいまちをつくりまします。</li> <li>1 健康で仕事にはげみ、活力にみちた明るいまちをつくりまします。</li> <li>1 人権を尊重し、ふれ合いのあるあたたかいまちをつくりまします。</li> <li>1 災害や、交通事故のない住みよいまちをつくりまします。</li> <li>1 教養を深め、文化のかおる心豊かなまちをつくりまします。</li> </ul>
旧 都 賀 町	<p><b>町民憲章（昭和58年11月3日制定）</b></p> <p>私たちの町は、豊かな自然に恵まれ、先人の残した歴史と伝統があります。私たちは、都賀町民としての誇りと責任をもって、都賀町の現在と未来を築くために、ここに町民憲章を定め、生活実践の指針とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 教養を高め、スポーツを愛し文化の創造につとめます。</li> <li>1 年よりを敬い、子どもを健全に育て、幸せな家庭をつくりまします。</li> <li>1 仕事に創意をこらし、誇りを持ち、喜んで使命を果たします。</li> <li>1 歴史を重んじ、自然を愛し、心豊かな郷土をつくりまします。</li> <li>1 信頼を深め、きまりを守り、平和な社会をつくりまします。</li> </ul>
旧 西 方 町	<p><b>町民憲章（昭和56年3月17日制定）</b></p> <p>わたしたちは 心からふるさとを愛し 笑顔と緑のまち 西方の誇りを守り高めるためにこの町民憲章を定めます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 心もからだも健康で仕事に励みましよう</li> <li>1 互いに助け合い住みよい、町を作りましよう</li> <li>1 進んで教養を高め 広く豊かな心を育てましよう</li> </ul>
旧 岩 舟 町	<p><b>岩舟町民の誓い（昭和57年9月30日制定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然を愛し、美しい環境を守り育てる</li> <li>1 郷土を理解し、文化財の愛護につとめる</li> <li>1 ひとに親切、互いに尊重しあう</li> <li>1 教養を高め、視野の広い町民になる。</li> <li>1 健康で働き、豊かな明るい家庭をつくる。</li> </ul>

## 県内他市町の市民憲章

憲章文	
宇都宮市	<p><b>昭和55年4月1日制定</b></p> <p>宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の森を中心に栄えてきたまちです。このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、市民の誓いを定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。</li> <li>2. きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。</li> <li>3. 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。</li> </ol>
足利市	<p><b>昭和45年5月5日制定</b></p> <p>私たちは、自然にめぐまれ、はるかなる昔から文化がひらけていた学問のまち、産業のまち足利市を心から愛し、より美しく、より豊かにするためにこの憲章を定めます。</p> <p>一、足利市は日本最古の学校のあるまちです。 教養を深め、文化のかおり高いまちをつくり、すぐれた伝統をさらに発展させましょう。</p> <p>一、足利市は美しいまちです。 めぐまれた自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。</p> <p>一、足利市は善意のまちです。 理解と信頼をもって、みんなのしあわせのためにお互いに助け合いましょう。</p> <p>一、足利市は希望にみちたまちです。 明るい家庭をつくり、次代をになうこどもに誇りと希望をもたせましょう。</p> <p>一、足利市は伸びゆくまちです。 しごとを愛し、みんなの創意で時代の進歩に調和した活気のあるまちをつくりましょう。</p>
佐野市	<p><b>平成19年3月22日制定</b></p> <p>わたくしたち佐野市民は、詩情豊かな自然の恵みの中で、歴史と伝統を尊び、一人一人の幸福を願い、希望あふれるまちづくりを目指し、ここに市民憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人を敬い命を尊び生き生きと暮らせるまちをつくります</li> <li>1 みんな仲良く心をつなぎ人の和を大切にするまちをつくります</li> <li>1 郷土を愛し自然を守り潤いのあるまちをつくります</li> <li>1 仕事に励み産業を盛んにし活気のあるまちをつくります</li> <li>1 学び合い教養を高め気品に満ちた文化のまちをつくります</li> </ol>
鹿沼市	<p><b>昭和55年8月1日制定</b></p> <p>美しい山や川にかこまれたさつきの花咲く鹿沼市は、恵まれた風土と伝統のもとに栄えてきた産業のまちです。わたくしたちは、このふるさとに誇りをもち、希望あふれるまちづくりをめざして、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事に励み、健康で明るい家庭をつくります。</li> <li>・きまりを守り、思いやりのある住みよい社会をつくります。</li> <li>・自然を愛し、文化のかおる豊かなまちをつくります。</li> </ul>
日光市	<p><b>平成23年3月20日制定</b></p> <p>日光市は、四季折々の豊かな自然や歴史を語る文化や産業の遺産など、世界に誇る多くの財産を有し、先人たちが守り育ててきたまちです。</p> <p>私たちは、この貴重な資源と先人に感謝し、心が通いあい、愛し続けることができる、世界に開かれた、あたたかい市民自治のまちをつくります。</p> <p>私たちは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくりに参画し、市民が主役のまちをつくります。</li> <li>1 スポーツに親しみ、心身ともに健康で元気なまちをつくります。</li> <li>1 郷土を愛し、自然を守り、安全で住みよいまちをつくります。</li> <li>1 国際観光文化都市としての教養と品格を高め、文化を創造するまちをつくります。</li> <li>1 心を大切に市、夢と希望と活力にあふれるまちをつくります。</li> </ol>
小山市	<p><b>昭和53年7月10日制定</b></p> <p>私たちのふるさと小山市は、恵まれた風土と、豊かな伝統のもとに、未来にむかって躍進する希望あふれるまちです。</p> <p>私たちは、小山市民であることを自覚し、誇りをもち、新しい時代にふさわしいまちづくりを進るとともに、全市民のしあわせと、郷土の繁栄をねがって、この市民憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然を愛し、緑豊かな美しいまちをつくりましょう。</li> </ol>

## 県内他市町の市民憲章

憲章文	
	<p>2. 歴史を重んじ、教養を深め、より高い文化を育てましょう。</p> <p>3. すすんできまりを守り、安全で平和な生活をおくりましょう。</p> <p>4. 互いに助けあい、親切でおもいやりのある心を養いましょう。</p> <p>5. 働くことに喜びをもち、健康で明るい家庭を築きましょう。</p>
真岡市	<p><b>昭和49年11月1日制定</b></p> <p>真岡市は、鬼怒の清流と八溝の山なみにはぐくまれ、緑の大地のもと、先人のあとをうけて、力強く進展しています。</p> <p>わたしたちは、真岡市民としての誇りをもち、明るく健康な市民生活を願って、この憲章を定めます。</p> <p>1 すべてのものを大切にし、美しい環境をつくります。</p> <p>1 思いやりに満ちた心で、お互いに助け合います。</p> <p>1 すすんで働き、豊かな暮らしをきずきます。</p> <p>1 教養を深め、より高い文化を育てます。</p> <p>1 きまりを守り、住みよい郷土をつくります。</p>
大田原市	<p><b>昭和49年11月1日制定</b></p> <p>1 わたしたちは 自然を愛し 環境をととのえ 大田原を美しいまちにしましょう</p> <p>1 わたしたちは 歴史と伝統を生かし よい風習をそだて 大田原を文化の高いまちにしましょう</p> <p>1 わたしたちは 心身をきたえ 仕事にはげみ 大田原を豊かなまちにしましょう</p> <p>1 わたしたちは 若い力をそだて としよりをうやまい 大田原を明るいまちにしましょう</p> <p>1 わたしたちは きまりを守り なごやかな家庭をつくり 大田原を住みよいまちにしましょう</p>
矢板市	<p><b>昭和56年5月11日制定</b></p> <p>わたしたちは、美しい高原の山ふところに抱かれた緑と太陽のまち矢板市を心から愛し、市民としての自覚と誇りをもち、よりよい郷土を築くため、次のことを実践しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きまりを守り、あたたかい心の輪を広げよう。</li> <li>・心身を鍛え、健康で明るい家庭をつくろう。</li> <li>・としよりを敬い、子供を健やかに育てよう。</li> <li>・勤労に励み、産業の振興を図ろう。</li> <li>・歴史を重んじ、文化の向上に努めよう。</li> </ul>
さくら市	<p><b>平成18年7月1日制定</b></p> <p>さくら市は、緑濃く水清らかで、歴史と文化のいきづまちです。</p> <p>私たちは、この故郷（ふるさと）を守り、さらに発展させ、未来に伝えるため、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>一、自然を愛し、緑豊かなまちをつくります</p> <p>一、互いに助け合い、思いやりの輪を広げます</p> <p>一、歴史を大切にし、文化の薫るまちをつくります</p> <p>一、スポーツを愛し、健やかな心と体を育みます</p> <p>一、働くよろこびを持ち、活気あふれるまちをつくります</p>
下野市	<p><b>平成19年4月1日制定</b></p> <p>わたしたちの郷土 下野市は、姿川と田川が生んだ豊かな土壌と、水・ひかり・風のおだやかな自然環境に恵まれています。</p> <p>先人達は、ここに美しい田園の景観や古い歴史と伝統をはぐくみ、継承してきました。</p> <p>わたしたちは、このふるさとを愛し、薫り高い文化を育て、住みよい田園都市をめざして、ここに憲章を定めます。</p> <p>1 自然を大切にし みどりあふれる美しいまちをつくります</p> <p>1 いのちを尊び 心の通う明るいまちをつくります</p> <p>1 みんなで学びあい 文化のかおるまちをつくります</p> <p>1 働くことをよろこび 暮らし豊かなまちをつくります</p> <p>1 力をあわせ 夢がひろがるたのしいまちをつくります</p>

## 県内他市町の市民憲章

憲章文	
上三川町	<p><b>昭和51年11月1日制定</b></p> <p>わたくしたちは、上三川町民であることに誇りをもち、さらに、一層の発展をめざし、明るく住みよい郷土を築くため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、心身をきたえ、教養を深め、文化の高い町をつくりましょう</li> <li>一、郷土を愛し、環境をととのえ、住みよい町をつくりましょう</li> <li>一、互いに励まし、心をふれあい、明るい町をつくりましょう</li> <li>一、勤労をとるとび、産業をさかんにし、豊かな町をつくりましょう</li> <li>一、きまりを守り、よい家庭を築き、平和な町をつくりましょう</li> </ul>
益子町	<p><b>昭和63年4月24日制定</b></p> <p>益子町は、八溝の自然と古い歴史にささえられ、やきものの里として発展してきた町です。私たちは、このふるさとを誇りとし、明るく豊かな郷土をめざして、みんなの誓いを定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 自然を愛し、心ふれあう明るい町にします</li> <li>二 スポーツや学習に親しみ、教養の豊かな町にします</li> <li>三 産業とくらしに調和のとれた、思いやりのある町にします</li> <li>四 おとしよりを敬い、子供たちの夢をはぐくむ町にします</li> <li>五 世界にはばたく、文化のかおり高い町にします</li> </ul>
茂木町	<p><b>昭和60年2月10日制定</b></p> <p>私たちは、豊かな自然の中でつくられてきた歴史を受け継ぎ、次の世代に誇れる個性ある町づくりをめざして、ここに町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然と伝統を愛し、魅力ある環境をととのえます。</li> <li>(2) 広い視野にたち、教養を高め、力を合わせ行動します。</li> <li>(3) 祖先と先輩を敬い、若い力を伸ばし、未来をひらきます。</li> <li>(4) 健康な体と、ゆとりある心を育て、明るい家庭をつくります。</li> <li>(5) たえず創造をつみかさね、活力あふれる町を築きます。</li> </ul>
市貝町	<p><b>昭和57年1月1日制定</b></p> <p>市貝町は、緑豊かな自然に恵まれ、古くから文化のひらけた町です。わたくしたちは、このふるさとに誇りを持ち、愛と感謝に満ちたより美しく住みよい町をつくるために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 郷土を愛し、すべてのものを大切にする心を育て、美しい町をつくります。</li> <li>1 祖先をうやまい、若い力を育て、伸びゆく町をつくります。</li> <li>1 健康な心と体を鍛え、教養を深め、文化の高い町をつくります。</li> <li>1 勤労を尊び、産業を興し、豊かな町をつくります。</li> <li>1 きまりを守り、互いに助け合って、平和な町をつくります。</li> </ul>
芳賀町	<p><b>昭和62年12月21日制定</b></p> <p>芳賀町は、豊かな自然と、古い歴史に支えられて発展してきた町です。私たちは、この郷土に誇りを持ち、希望に満ちた住みよい町づくりを目指して、この町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 思いやりと感謝の心を大切にし互いに助け合いましょう</li> <li>一 スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくりましょう</li> <li>一 仕事に励み、生産を高め、活力ある町をつくりましょう</li> <li>一 教育を重んじ、教養を深め、文化のかおり高い町をつくりましょう</li> <li>一 恵まれた自然を愛し、美しい環境を守りそだてましょう</li> </ul>
壬生町	<p><b>昭和52年11月3日制定</b></p> <p>わたくしたちは、めぐまれた自然と歴史ある壬生町民であることに誇りをもち、ゆずりあいむすびあう豊かな心をもって連帯感に満ちた郷土をつくるため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 心のふれあいを大切にし教養と文化の高い町をつくります。</li> <li>1 自然と歴史を大切にしよりよい環境をつくります。</li> <li>1 思いやりで満ちた心であたたかい社会をつくります。</li> <li>1 働くことによるこびをもち豊かな生活をきずきます。</li> <li>1 きまりを守り互いに信じあう明るい町をつくります。</li> </ul>

## 県内他市町の市民憲章

憲章文	
野木町	<p><b>昭和58年2月1日制定</b></p> <p>わたくしたちは、野木町民であることに誇りと責任をもち、明るく住みよい豊かな郷土をつくるため、ここに町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、自然を愛し、清潔で健康なまちをつくりましょう。</li> <li>一、伝統を尊び、教養を高め文化の薫るまちをつくりましょう。</li> <li>一、心ふれあう、安らぎのある住みよいまちをつくりましょう。</li> <li>一、仕事にはげみ、活気ある豊かなまちをつくりましょう。</li> <li>一、きまりを守り、平和な明るいまちをつくりましょう。</li> </ul>
塩谷町	<p><b>昭和50年2月11日制定</b></p> <p>わたくしたちはみどりと太陽と詩情あふれる豊かな塩谷町をみんなの力をあわせてつくり上げましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 だれにも親切をつくしあたたかい心のかようまちをつくりましょう</li> <li>1 おたがいに健康に心がけ明るい活力あるまちをつくりましょう</li> <li>1 みんなで考えきれいな美しいまちをつくりましょう</li> <li>1 だれもがきまりを守り安らぎのある住よいまちをつくりましょう</li> <li>1 教育を重んじ清新な文化の高いまちをつくりましょう</li> </ul>
高根沢町	<p><b>昭和63年5月26日制定</b></p> <p>いちょう ひばり あやめ 私達高根沢町のシンボルです。 いちょうのように大地に根を張り ひばりのように青空に舞い あやめのようにきよらに咲く 今 私達は、町の歴史を重んじ、活力ある町づくりのため、誇りをもって次の憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 私たちは、なかよくします。</li> <li>1 私たちは、教養を高めます。</li> <li>1 私たちは、きまりを守ります。</li> <li>1 私たちは、若い力を育てます。</li> <li>1 私たちは、郷土を愛します。</li> </ul>
那須町	<p><b>昭和54年11月3日制定</b></p> <p>私たちは、那須連山と八溝の山なみにはぐくまれた、歴史と伝統を有する那須町を心から愛し、町民としての誇りをもち、よりすばらしい郷土をつくるために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然を大切にし環境をととのえ住みよい郷土にしましょう。</li> <li>1 教養を深めよい風習を育て文化のかおる郷土にしましょう。</li> <li>1 互いに助け合い人情豊かなあたたかい郷土にしましょう。</li> <li>1 元気で働き生産にはげみ活力ある郷土にしましょう。</li> <li>1 きまりを守り秩序のある明るい郷土にしましょう。</li> </ul>
那珂川町	<p><b>平成19年10月1日制定</b></p> <p>那珂川町は、清流那珂川と緑豊かな里山に抱かれ、美しい自然と歴史や文化が調和した町です。</p> <p>わたくしたちは、那珂川町民であることに誇りを持ち、やさしさと活力に満ちたまちづくりを目指し、ここに町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一、自然を愛し やすらぎのあるまちをつくります</li> <li>一、教養を深め 文化のかおり高いまちをつくります</li> <li>一、仕事に励み 活力のあるまちをつくります</li> <li>一、スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります</li> <li>一、互いに助けあい あたたかいまちをつくります</li> </ul>

未制定の市町

栃木市、那須塩原市、那須烏山市

## 市民憲章制定スケジュール

	令和元年度												令和2年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
審議会			● 6/3 第1回 (委嘱等)		● 8/22 第2回 (検討)	● 9/12 第3回 (検討)	● 10/1 第4回 (素案決定)					● 3/11 第5回 (パブコメ修正・原案作成)				
広報等		キーワード募集(6/20~7/19) 学校依頼・7月号折込 →							パブコメ募集 1月号折込(12/20配布) →							
市								◆11/12庁議 (素案)					□庁議 (原案)			
議会								◆11/29議員研究会 (素案)					□議員研究会□定例市議会 (原案)			□定例市議会 (原案)

発表

## 市民憲章制定に係るキーワード等の募集について

### 1 目的

市民憲章を制定するに当たり、市民を対象にキーワードを募集し、市民の意見を把握することを目的とする。

### 2 対象

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者
- (2) 市立小中学校の児童生徒（小学5，6年生及び中学生）

小学5、6年生 2, 655人

中学生 3, 865人

計6, 520人

### 3 募集期間

令和元年6月20日（木）から7月19日（金）まで

### 4 募集方法

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者

#### 【周知方法】

- ① 広報とちぎ（7月号）折込によるチラシの全戸配布
- ② 施設窓口への応募用紙の設置（本庁舎1階案内、各総合支所市民生活課、各公民館）
- ③ ホームページ、SNS、FMくらら857、とちぎケーブルテレビ

#### 【回収方法】

- ① 郵送（受取人払い）
- ② 応募箱による回収（本庁舎1階案内、各総合支所市民生活課、各公民館）
- ③ 電子メール、FAX

- (2) 市立小中学校の児童生徒

6月中旬に総務課から各学校へ対象人数分の応募用紙を配布し、募集期間中に各学校で回答をとりまとめ、総務課へ送付する。

# 市民憲章に

## あなたの想いを

栃木市では、住みよいまちづくりをするため、市民憲章を作ります！  
すてきな市民憲章ができるように、みなさんご協力をお願いします！

☆応募方法は裏面をご覧ください。

年齢	歳	○をつけて ください。	1. 在住	2. 在勤	3. 在学
----	---	----------------	-------	-------	-------

キーワード、文案を書いてください。

<hr/> <hr/> <hr/>
-------------------

【例】キーワード：明るい/親切/あいさつ/文化/スポーツ/歴史/自然 など  
文案：自然を守り、よりよい環境のまちにしよう  
共に助けあい、思いやりのある行動をしよう  
教養を深め、文化の向上につとめます など

\*市民憲章は、住みよいまちにするために、市民の一員として心がけることや取り組むことを定めるものです。

\*ご応募いただいたものが、そのまま採用されるわけではありません。文案等の一切の権利は栃木市に帰属し、栃木市市民憲章審議会で参考とさせていただきます。

みんなに愛される「市民憲章」をつくろう！



## 市内小中学生に対する市民憲章キーワード等の募集について

市民憲章を制定するに当たり、児童生徒の意見や考えを把握するため、キーワード等の募集をしますので、ご協力をお願いします。

### 1 対象

市立小中学校の児童生徒（小学5、6年生及び中学生）

### 2 募集期間

令和元年6月20日（木）から7月19日（金）まで

### 3 募集内容

「キーワード」「文案」のいずれかの形でお願いします。

#### 【例】

キーワード：明るい／親切／あいさつ／文化／スポーツ／歴史／自然 など

文案：人に親切な市民になろう／自然を愛し、緑のまちをつくろう など

### 4 提出方法

各学校において回答をとりまとめていただき、7月19日（金）までに使送等で総務課へ送付してください。

### 5 お願い

- (1) 応募用紙は、令和元年5月1日現在の児童生徒数を参考に配布しています。不足する場合は、総務課までご連絡いただくか、恐れ入りますがコピー等でご対応ください。
- (2) 市民憲章のイメージが伝わりやすいように、添付の「旧市町の憲章」を読んでもいただく等、児童生徒へのフォローをお願いします。
- (3) 回答は1児童生徒につき1つとしてください。（キーワード、文案のいずれか1つ）

しみんけんしょう

# 市民憲章を作ります

栃木市では、<sup>しみんけんしょう</sup>住みよいまちづくりをするため、<sup>しみんけんしょう</sup>市民憲章を作ります！

<sup>しみんけんしょう</sup>すてきな市民憲章ができるように、小学生のみなさんもお協力をお願いします！

## <sup>しみんけんしょう</sup>市民憲章ってなに？

「市民憲章」は、栃木市がもっと良くなるように、栃木市にくらすみんなが心がけることや取り組むことをまとめたものだよ！

学校にもある、「めあて」や「目標」ににているよ！

例えば「笑顔であいさつをしよう」や「友達にやさしくしよう」、「元気に生活しよう」など・・・。

みんなはどんな栃木市がすてきだと思うかな？

みんなが、「こんな栃木市にしたいな」「栃木にくらすみんなが、こうなるといいな～」と思う言葉を書いてね！！

年 組 名前



しみんけんしょう

# 市民憲章を作ります

栃木市では、<sup>しみんけんしょう</sup>住みよいまちづくりをするため、市民憲章を作ります！

<sup>しみんけんしょう</sup>すてきな市民憲章ができるように、中学生のみなさんもお協力をお願いします！

しみんけんしょう

## 市民憲章ってなに？

「市民憲章」は、栃木市がもっと良くなるように、栃木市にくらすみんなが心がけることや取り組むことをまとめたものだよ！

例えば「自然を守ろう」や「思いやりのあるまちをつくります」や「文化の向上につとめましょう」など・・・。

みんなはどんな栃木市がすてきだと思うかな？

みんなが、「こんな栃木市にしたいな」「栃木にくらすみんなが、こうなるといいな～」と思う言葉を書いてね！！

年 組 名前



# 栃木市市民憲章審議会 会議要旨

会 議 名：第1回栃木市市民憲章審議会

日 時：令和元年6月3日（月） 午後7時から午後7時50分

会 場：市役所 301会議室

出席者数：市長 委員9名 事務局：4名

## 1 開会

## 2 市長あいさつ

市民憲章の原案作成にご協力いただけることに感謝する。

栃木市は、5年間の間に3度の合併を繰り返し、来年度10周年記念式典を開催するに当たり制定することとした。

合併前の全ての市町に憲章はあり、どのようなまちを目指すのか、どのような市民を目指すのかという憲章であった。新しい栃木市として、市民の決意をこめた憲章になればと思う。

## 3 委嘱状交付

## 4 会長及び職務代理者の推薦について

会長：後藤正人委員

職務代理者：大橋哲夫委員

## 5 議事

### 【会長あいさつ】

審議会の役割は、市長の諮問を受け、市民憲章の原案を答申することである。市長のあいさつにあったように、市民憲章は市民の決意、目安になるものである。憲章の内容、精神を学校、家庭、地域にどうつなげていくか。原案を作ってからが本当のスタートなのではないかと思う。私たち委員は、市民憲章をどのように浸透させるかも含めて、作成に関われればいいのではないかと思う。

限られた回数しかないが、ご協力いただきながら、円滑に進めていきたい。

### (1) 市民憲章の制定について

《事務局より説明》

### (2) 制定までのスケジュールについて

## 《事務局より説明》

### (3) キーワード等の募集について

#### 《事務局より説明》

会 長： 小学4年生は含まないのか。

事務局： 市民憲章というものを理解できる学年として、小学5、6年生と設定した。

会 長： キーワード募集が市民憲章制定の第1歩だと思うが、依頼はどのように行うのか。

事務局： 一般の方には、チラシで依頼をする。学校に対しては、応募用紙のほかに、児童生徒への指導用の資料を添付する予定である。

委 員： 合併10年という節目で、新しい出発として、市民憲章を制定することとなった経緯をちゃんと伝えた方がよい。

委 員： 國學院中学校も対象に含めてほしい。

委 員： 授業の一部など、少し時間をとっていただければと思う。

委 員： 参加賞等のご褒美があると、積極的になるのかなと思う。

会 長： 参加賞等については、事務局で検討していただきたい。

会 長： 一般向けの募集用について、注意書きの「そのまま採用されるわけではありません。」は入れない方がよい。

委 員： 「市民憲章を作ります」を「市民憲章を創ります」にしてはどうか。

会 長： ひらがなにするという方法もある。事務局で検討していただきたい。

事務局： 市民憲章を制定することになった経緯を盛り込むなど、応募用紙や資料を修正する。また、「作る」という言葉に関しては、ひらがなに変更し、募集対象に國學院中学校も含めることとする。

## 6 その他

次回の会議は8月22日開催予定。

キーワード等募集の結果を踏まえ、たたき台を会長と相談のうえ事務局で作成し、次回の会議で検討いただく。

## 7 閉会